

## レビ記

第一章 エホバ集會の幕屋よりモーセを呼びこれに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告てこれに言ハ汝等の中の人もし家畜の禮物をエホバに供んとせば牛あるひは羊をとりてその禮物となすべし三もし牛の燔祭をもてその禮物になさんとせば全き牡牛を供ふべしすなはち集會の幕屋の門にてこれをエホバの前にその受納たまふやうに供ふべし四彼の燔祭とする者の首に手を按べし然ば受納られて彼のために贖罪とならん五彼エホバの前にその犢を宰るべし又アロンの子等なる祭司等はその血を携へきたりて集會の幕屋の門なる壇の四圍にその血を灑ぐべし六彼またその燔祭の牲の皮を剥ぎこれを切わかつべし七祭司アロンの子等壇の上に火を置きその火の上に薪柴を陳べハ而してアロンの子等なる祭司等その切わかてる者その首およびその脂を壇の上なる火の上にある薪の上に陳ぶべし九その臍腑と足はこれを水に洗ふべし斯て祭司は一切を壇の上に焼て燔祭となすべし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり一〇またその禮物もし群の羊あるひは山羊の燔祭たらば全き牡を供ふべし二彼壇の北の方においてエホバの前にこれを宰るべしアロンの子等なる祭司等はその血を壇の四圍に灑ぐべし三彼また之を切わかちその首とその脂を截とるべし而して祭司これを皆壇の上なる火の上にある薪柴の上に陳ぶべし三

またその臍腑と足はこれを水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に焼べし是を燔祭となす是即ち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり一四若また禽を燔祭となしてエホバに献るならば鴉鳩または雛き鴿を携へ來りて禮物となすべし一五祭司はこれを壇にたづさへゆきてその首を切やぶりこれを壇の上に焼べしまたその血はこれをしぼりいだして壇の一方にぬるべし一六またその穀袋とその内の物はこれを除きて壇の東の方なる灰棄處にこれを棄べし一七またその翼は切はなすこと无にこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に焼べし是を燔祭となす是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり

第二章 一 人素祭の禮物をエホバに供ふる時は麥粉をもてその禮物となしその上に油をそそぎ又その上に乳香を加へ二これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油一握をその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり三素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はエホバに献る火祭の一にして至聖物たるなり四 汝もし爐に焼たる物をもて素祭の禮物となさんとせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる無酵煎餅を用ふべし五 汝の素祭とする禮物もし鍋に焼たる物ならば麥粉に油を和て酵いれずにつくられる者を用ふべし六 汝これを細に割てその上に油をそそぐべし

し是を素祭となす七 汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物ならば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし八 汝これ等の物をもて作れる素祭の物をエホバに携へいたるべし是を祭司に授さば祭司はこれを壇にたづさへ往き九 その素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり一〇 素祭の餘はアロンとその子等に販すべし是はエホバにささぐる火祭の一にして至聖物たるなり一一 凡そ汝等がエホバにたづさへいたる素祭は都て酔いれて作るべからず汝等はエホバに献る火祭の中に酵または蜜を入れて焚べからず一二 但し初熟の禮物をそなふる時には汝等これをエホバにそなふべし然と馨しき香のためにこれを壇にそなふる事はなすべからず一三 汝素祭を献るには凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽を汝の素祭に缺こと勿れ汝禮物をなすには都て鹽をそなふべし一四 汝初穂の素祭をエホバにそなへんとせば穂を火にやきて殻をさりたる者をもて汝の初穂の禮物にそなふべし一五 汝また油をその上にほどこし乳香をその上加ふべし是を素祭となす一六 祭司はその殻を去たる穀物の中および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香とともにこれを焚べし是すなはちエホバにささぐる火祭なり

第三章 一人もし酬恩祭の犠牲を献るに當りて牛をとりて之を献るならば牝にかはらずその全き者をエホバの前に供ふべし二すなはちその禮物の首に手を按ぎ集會の幕屋の門にこれを

宰るべし而してアロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灌ぐべし三 彼はまたその酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献べし即ち臍腑を裹むところの脂と臍腑の上の一切の脂四 および二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者を取べし五 而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の上の燔祭の上にこれを焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり六 もしまたエホバに酬恩祭の犠牲を献るにあたりて羊をその禮物となすならば牝にかはらず其全き者を供ふべし七 若また羔羊をその禮物となすならば之をエホバの前に牽來り八 その禮物の首に手を按ぎこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍にそそぐべし九 彼の酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献べし即ちその脂をとりその尾を脊骨より全く斷きりまた臍腑を裹むところの脂と臍腑の上の一切の脂一〇 および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者をとるべし一 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にしてエホバにたてまつる食物なり一 二もし山羊を禮物となすならばこれをエホバの前に牽來り三 其の首に手を按ぎこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の四圍に灌ぐべし四 彼またその中よりして禮物をとりエホバに火祭をささぐべしすなはち臍腑を裹むところの脂と臍腑の上のすべてをの脂一五 および兩箇の腎とそ

の上の脂と腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者をとるべし一六 祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭として奉つる食物にして馨しき香たるなり脂はみなエホバに歸すべし一七 汝等は脂と血を食ふべからず是は汝らがその一切の住處において代々永く守るべき例なり

第四章一 エホバまたモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてエホバの誠命に違ひて罪を犯しその爲べからざる事の一を行ふことあり三 また若膏そそがれし祭司罪を犯して民を罪に陥いるごとき事あらばその犯せし罪のために全き犢の若き者を罪祭としてエホバに献べし四 即ちその犢を集會の幕屋の門に牽きたりてエホバの前にいたりその犢の首に手を按きその犢をエホバの前に幸るべし五 かくて膏そそがれし祭司その犢の血をとりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り六 而して祭司指をその血にひたしてエホバの前聖所の障蔽の幕の前にその血を七次そそぐべし七 祭司またその血をとりてエホバの前にて集會の幕屋にある馨香の壇の角にこれを塗べしその犢の血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に灌べし八 またその犢の脂をこごとく取て罪祭に用ふべし即ち臍腑を裹むところの油と臍腑の上の一切の脂九 および兩箇の腎と其上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達する者を取べし一〇 之を取には酬恩祭の犠牲の牛より取が如くすべし而して祭司これを燔祭

の壇の上に焚べし二 その犢の皮とその一切の肉およびその首と脛と臍腑と糞等三 凡てその犢はこれを營の外に携へいだして灰を棄る場なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上に焚べし即ち是は灰棄處に焚べきなり四 またイスラエルの全會衆過失をなしたるにその事會衆の目にあらはれずして彼等つひにエホバの誠命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんに一四 もし其犯せし罪あらはれなば會衆の者若き犢を罪祭に献べし即ちこれを集會の幕屋の前に牽いたり一五 會衆の長老等エホバの前にてその犢の首に手を按きその一人犢をエホバの前に幸るべし一六 而して膏そそがれし祭司その犢の血を集會の幕屋に携へいり一七 祭司指をその血にひたしてエホバの前障蔽の幕の前にこれを七次そそぐべし一八 祭司またその血をとりエホバの前にて集會の幕屋にある壇の角にこれを塗べし其血は凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に灌べし一九 また其脂をこごとく取て壇の上に焚べし二〇 すなはち罪祭の犢になしたるごとくにこの犢にもなし祭司これをもて彼等のために贖罪をなすべし然せば彼等赦されん二一 かくして彼その犢を營の外にたづさへ出し初次の犢を焚しこごとくこれを焚べし是すなはち會衆の罪祭なり二二 また牧伯たる者罪を犯しその神エホバの誠命の爲べからざる者を誤り爲て罪を獲ことあらんに二三 若その罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物に持きたり二四 その山羊の首に手を按き燔祭の

牲を宰る場にてエホバの前にこれを宰るべし是すなはち罪祭なり  
 二五 祭司は指をもてその罪祭の牲の血をとり燔祭の壇の角に  
 これを抹り燔祭の壇の底下にその血を灌ぎ二六 酬恩祭の犠牲の  
 脂のごとくにその脂を壇の上に焚べし 祭司かかれの罪のために  
 贖事をなすべし然せば彼は赦されん二七 また國の民の中に誤り  
 て罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲て罪を獲る  
 者あらんに二八 若その罪を犯せしことを贖らば牝山羊の全き者  
 を牽きたりその犯せし罪のためにこれを禮物になすべし二九 即  
 ちその罪祭の牲の首に手を按ぎ燔祭の牲の場にてその罪祭の牲  
 を宰るべし三〇 而して祭司は指をもてその血を取り燔祭の壇の  
 角にこれを抹りその血をことごとくその壇の底下に灌べし三一  
 祭司また酬恩祭の牲より脂をとることごとくその脂をことごとく  
 取りこれを壇の上に焚てエホバに馨しき香をたてまつるべし 斯  
 祭司かかれのために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん三一 彼も  
 し山羊を罪祭の禮物に持きたらんとせば牝の全き者を携へき  
 たり三三 その罪祭の牲の首に手を按ぎ燔祭の牲を宰る場にてこ  
 れを宰りて罪祭となすべし三四 かくて祭司指をもてその罪祭の  
 牲の血を取り燔祭の壇の角にこれを抹りその血をことごとくそ  
 の壇の底下に灌ぎ三五 山羊の脂を酬恩祭の犠牲より取ることと  
 にその脂をことごとく取べし而して祭司はエホバに献ぐる火祭  
 のごとくにこれを壇の上に焚べし 斯祭司彼の犯せる罪のために  
 贖をなすべし然せば彼は赦されん

第五章一人もし證人として出たる時に諭誓の聲を聴ながらその  
 見たる事またはその知る事を陳ずして罪を犯さば己の咎は己の  
 身に歸すべし二 人もし汚穢たる獸の死體汚穢たる家畜の死體  
 汚穢たる昆蟲の死體など凡て汚穢たる物に捫ることあらばその  
 事に心づかざるもその身は汚れて辜あり三 もし又心づかずして  
 人の汚穢にふるる事あらばその人の汚穢は如何なる汚穢にもあ  
 れその之を知るにいたる時は辜あり四 人もし心づかずして誓を  
 發し妄に口をもて惡をなさんと云ひ善をなさんと云ばその人の  
 誓を發して妄に言ふとこるは如何なる事にもあれそのこれを知  
 るにいたる時は此等の一において辜あり五 若これらの一におい  
 て辜ある時は某の事において罪を犯せりと言あらはし六 その愆  
 のためその犯せし罪のために羊の牝なる者すなはち山羊あるひ  
 は牝山羊をエホバにたづさへ來りて罪祭となすべし 斯て祭司は  
 彼の罪のために贖罪をなすべし七 もし山羊にまで手のとどかざ  
 る時は陽鳩二羽か雛 鴿二羽をその犯せし愆のためにエホバ  
 に持きたり一を罪祭にもちひ一を燔祭に用ふべし八 即ちこれを  
 祭司にたづさへ往べし 祭司はその罪祭の者を先にささぐべし 即  
 ちその首を頸の根より切り切らばしこれを切はなすべから  
 ず九 而してその罪祭の者の血を壇の一方にそそぎその餘の血を  
 ば壇の底下にしぼり出すべし是を罪祭となす一〇 またその次の  
 は慣例のごとくに燔祭にささぐべし 斯祭司彼が犯せし罪のため  
 に贖をなすべし然せば彼は赦されん一一 二羽の陽鳩か二羽

の雞わかい鴿へばとまでてに手てのどかかざる時ときはその罪つみある者もの麥粉むぎこ一エバの十分一じふぶいちを禮物れいものにもちきたりてこれを罪祭ざいさいとなすべしその上に膏あぶらをかくべからず又その上に乳香にゅうかうを加ふべからず是は罪祭ざいさいなればなり二彼祭司かれさいしの許もとにこれを携たづなへゆくべし祭司さいしはこれを一握ひとつかみとりて記念おぼえの分ぶんとなし壇だんの上うへにてエホバの火祭くわさいの上うへにこれを焚やくべし是を罪祭ざいさいとなす三斯祭司かきさいしは彼が是等これらの一ひとつを犯まかして獲えたる罪つみのために贖あがなひをなすべし然せば彼は赦ゆるされんその殘餘のこりは素祭そさいとひとしく祭司さいしに歸きすべし四エホバ、モーセに告つげて言いひたまはく一五人もし過失あやまちを爲なし知しらずしてエホバの聖物きよきものを于まかして罪つみを獲とふことあらば汝なんぢの估價ねづもりに依より聖所きよけのシケルにしたがひて數シケルの銀ぎんにあたる全き牡羊をひつじを群むれの中うちよりとりその窓とがのためにこれをエホバに携たづなへきたりて愆祭けんさいとなすべし一六而しかしてその聖物きよきものを于まかして獲とたる罪つみのために償つくひをなしたる之これに五分の一ごぶんをくはへて祭司さいしに付わたすべし祭司さいしはその愆祭けんさいの牡羊をひつじをもて彼のために贖罪あがなひをなすべし然せば彼は赦ゆるされん七人もし罪つみを犯まかしエホバの誠命まことのみことばの爲なすべからざる者ものの一ひとつを爲なすことあらば假令すなはば汝なんぢの估價ねづもりにしたがひて群むれの中うちより全き牡羊をひつじをとり愆祭けんさいとなしてこれを祭司さいしにたづさへいたるべし祭司さいしは彼が知しらずして誤あやまちりし過誤あやまちのために贖罪あがなひをなすべし然せば彼は赦ゆるされん一八是を愆祭けんさいとなすその人は誠まことにエホバに罪つみを獲とたり

第六章一エホバまたモーセに告つげて言いひたまはく二人ふたりもしエホバに

むかひて不信ふしんをなして罪つみを獲とふことあり即ち人の物ものをあづかり又は質しちにとり又は奪うばひおきて然る事ことあらずと言いひ或は人を虐あへる事を爲なし三或は人の落おちせし物ものを拾ひろひおきて然る事ことなしと言いひ偽りて誓ちかふことを爲なす等凡て人の爲て罪つみを獲とふところの事を一にても行はば四是を罪つみを犯まかして身に罪つみある者ものなればその奪うばひ物ものその虐あへげて取とりたる物ものその預あかりし物ものの拾ひろひとりし物もの五および凡てその偽り誓ちかひ物ものを還かへすべし即ちその原物げんぶつを還かへしその上に五分の一ごぶんをこれに加へその愆祭けんさいをささぐる日にこれをその本主もとぬしに付わたすべし六彼その愆祭けんさいをエホバに携たづなへきたるべし即ち汝の估價ねづもりにしたがひその窓とがのために群むれの中うちより全き牡羊をひつじをとりて祭司さいしにいたるべし七祭司さいしはエホバの前まへにおいて彼のために贖罪あがなひをなすべし然せば彼はその中のいづれを行おこなひて愆とがを獲とるもゆるさるべし八エホバまたモーセに告つげて言いひたまはく九アロンとその子等こらに命めいじて言いへ燔祭はんさいの例のりは是のことし此燔祭このはんさいは壇だんの上うへなる爐ろの上に亘あしたまで終夜よもすがらあらしむべし即ち壇だんの火ひをしてこれと共に燃もえつつあらしむべきなり一〇祭司さいしは麻あさの衣服ころもを着て麻あさの禪もとをその肉にくに纏まとひ壇だんの上うへにて火ひにやけたる燔祭はんさいの灰はいを取とり壇だんの旁かたはらに置き一而してその衣服ころもを脱はきぎ他の衣服ころもをつけてその灰はいを營えいの外そとに携たづなへいだし清淨きよけ地ちにもちゆくべし三壇だんの上うへの火ひをばたえず燃もえしむべし熄きえしむべからず祭司さいしは朝あさごとに薪柴たきぎをその上に燃もえし燔祭はんさいの物ものをその上に陳ならべまた酬恩祭しうおんさいの脂あぶらをその上に焚やくべし三火ひはつねに壇だんの上うへにたえず燃もえしむべし熄きえしむべからず一四素祭そさいの例のりは是のこ

としアロンの子等これをエホバの前すなはち壇の前にささぐべし五 卽ち素祭の麥粉とその膏を一握とりまた素祭の上の乳香をことごとく取て之を壇の上に焚き馨しき香となし記念の分となしてエホバにたてまつるべし一六 その遺餘はアロンとその子等これを食ふべし卽ち酢をいれずして之を聖所に食ふべし集會の幕屋の庭にて之を食ふべきなり一七 之を酔いれて焼べからずが火祭の中より我これを彼等にあたへてその分となさしか是は罪祭と愆祭のごとくに至聖し一八 アロンの子等の男たる者はみな之を食ふことを得べし是はエホバにたてまつる火祭の例にして汝等が代々永くまもるべき者なり凡てこれに觸る者は聖なるべし一九 エホバ、モーセに告て言たまはく二〇 アロンとその子等が膏そそがるる日にエホバにささぐべき禮物は是のごとし麥粉一エパの十分の一を素祭となして恒に献ぐべし卽ちその半を朝にその半を夕にささぐべし二 是は鍋の内に油をもて作りその焼たる時に汝これを携へきたるべし卽ちこれを幾個にも劈て素祭となしエホバに献げて馨しき香とならしむべし三 アロンの子等の中膏をそそがれて彼に継で祭司となる者はこれを献ぐべし斯はエホバに對して永く守るべき例なり是は全く焚つくすべし三 凡て祭司の素祭はみな全く焚つくすべし食ふべからざるなり二四 エホバまたモーセに告て言たまはく二五 アロンとその子等に告ていふべし罪祭の例は是のごとし燔祭の牲を宰る場にて罪祭の牲をエホバの前に宰るべし是は至聖物なり二

六 罪のために之をささぐるところの祭司これを食ふべし卽ち集會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべし二七 凡てその肉に觸る者は聖なるべしその血もし衣服に灑ぎかかるとあらはその灑ぎかかれる者を聖所に洗ふべし二八 またこれを煮たる土瓦の器皿は碎くべし若これを煮たる者 銅の鍋ならば水をもてこれを磨き洗ふべし二九 祭司等の中の男たる者は皆これを食ふことを得べし是は至聖し三〇 然どその血を集會の幕屋にたづさへいりて聖所に贖罪をなしたる罪祭はこれを食ふべからず火をもてこれを焚べし  
第七章 一 また愆祭の例は是のごとし是は至聖者なり二 燔祭を宰る場にて愆祭を宰るべし而して祭司その血を壇の四周にそそぎ三 その脂をことごとく献ぐべし卽ちその脂の尾その臍を裏むところの諸の脂 四 兩個の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者および肝の上の網膜の腎の上におよべる者を取り五 祭司これを壇の上に焚てエホバに火祭とすべし之を愆祭となす六 祭司等の中の男たる者はみな之を食ふことを得是は聖所に食ふべし至聖者なり七 罪祭も愆祭もその例は一にして異らずこれは贖罪をなすところの祭司に歸すべし八 人の燔祭をささぐるところの祭司その祭司はその献ぐる燔祭の物の皮を自己に得べし九 凡て爐に焼たる素祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者はこれを献ぐるところの祭司に歸すべし一〇 凡そ素祭は油を和たる者も乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし一一 エホバに

献ぐべき酬恩祭の犠牲の例は是のごとし二三若これを感謝のため  
 めに献ぐるならば油を和たる無酵菓子と油をぬりたる無酵  
 煎餅および麥粉に油をませて焼たる菓子をその感謝の犠牲に  
 はせて献ぐべし二三その菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる  
 感謝の犠牲にあはせてその禮物に供ふべし二四即ちこの全體の  
 禮物の中より一箇宛を取りエホバにささげて撃祭となすべし  
 是は酬恩祭の血を灑ぐところの祭司に歸すべきなり二五感謝の  
 ために献ぐる酬恩祭の犠牲の肉はこれを献げしその日の中に食  
 ぶべし少にても翌朝まで存しおくまじきなり二六その犠牲の  
 禮物もし願還かまたは自意の禮物ならばその犠牲をささげ  
 し日にこれを食ふべしその殘餘はまた明日これを食ふことを得  
 るなり二七但しその犠牲の肉の殘餘は第三日にいたらば火に焚  
 べし二八若その酬恩祭の犠牲の肉を第三日に少にても食ふこと  
 をなさば其は受納られずまた禮物と算らることなくして反  
 て憎むべき者とならん是を食ふ者その罪を任べし二九その肉も  
 し汚穢たる物にふるる事あらば食ふべからず火に焚べしその肉  
 は淨き者みなこれを食ふことを得るなり三〇若その身に汚穢あ  
 る人エホバに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食はばその人はその民  
 の中より絶るべし三一また人もし人の汚穢あるひは汚たる獸畜  
 あるひは忌しき汚たる物等都て汚穢に觸ることありながらエホ  
 バに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食はばその人はその民の中より  
 絶るべし三二エホバまたモーセに告て言たまはく三三イスラエル

の子孫に告て言べし牛羊山羊の脂は都て汝等これを食ふべか  
 らず三四自ら死たる獸畜の脂および裂ころされし獸畜の脂は  
 諸般の事に用ふるを得れどもこれを食ふことは絶てなすべから  
 ず三五人のエホバに火祭として献ぐるところの牲畜の脂は誰も  
 これを食ふべからず之を食ふ人はその民の中より絶るべし二六  
 また汝等はその一切の住處において鳥獸の血を決して食ふべ  
 からず二七何の血によらずこれを食ふ人あればその人は皆民の  
 中より絶るべし二八エホバ、モーセに告て言たまはく二九イスラ  
 エルの子孫に告て言べし酬恩祭の犠牲をエホバに献ぐる者はそ  
 の酬恩祭の犠牲の中よりその禮物を取りエホバにたづさへ來  
 るべし三〇エホバの火祭はその人手づからこれを携へきたるべ  
 し即ちその脂と胸とをたづさへ來りその胸をエホバの前に揺て  
 揺祭となすべし三一而して祭司その脂を壇の上に焚べしその胸  
 はアロンとその子等に歸すべし三二汝等はその酬恩祭の犠牲の  
 右の腿を撃祭となして祭司に與ふべし三三アロンの子等の中  
 酬恩祭の血と脂とを献ぐる者その右の腿を得て自己の分となす  
 べし三四我イスラエルの子孫の酬恩祭の犠牲の中よりその揺る  
 胸と擧たる腿ととりてこれを祭司アロンとその子等に與ふ是は  
 イスラエルの子孫の中に永く行はるべき例典なり三五是はエホ  
 バの火祭の中よりアロンに歸する分またその子等に歸する分な  
 り彼等を立てエホバに祭司の職をなさしむる日に斯定めらる三六  
 すなはち是は彼等に膏をそそぐ日にエホバが命をくだしてイス

ラエルの子孫の中より彼等に歸せしめたまふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり三七 是すなはち燔祭祭罪祭怒祭任職祭酬恩祭の犠牲の法なり三八 エホバ、シナイの野においてイスラエルの子孫にその禮物をエホバに供ふることを命じたまひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章一 エホバ、モーセに告て言たまはくニ 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたりニ また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ四 モーセすなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ五 モーセ會衆にむかひて言ふエホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと六 而してモーセ、アロンとその子等を携きたり水をもて彼等を洗ひ清め七 アロンに裏衣を着せ帯を帯しめ明衣を纏はせエホデを着しめエホデの帯を之に帯しめこれをもてエホデを其身に結つけ八 また胸牌をこれに着させその胸牌にウリムとトンニムをつけ九 その首に頭帽をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の聖前板をつけたりエホバのモーセに命じたまひし如し一〇 モーセまた灌膏をとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め二 且これを七度壇にそそぎ壇とその諸の器具および洗盤とその臺に膏そそぎてこれを聖別め三 また灌膏をアロンの首にそそぎ之に膏そそぎて聖別たりニ三 モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帯をこれに帯しめ頭巾

をこれに蒙らせたりエホバのモーセに命じたまひし如くなり一四 また罪祭の牡牛を牽きたりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り一五 斯てこれを殺してモーセその血をとり指をもてその血を壇の四周の角につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め之がために贖をなせり一六 モーセまたその臍腑の上の一切の脂肪肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をとりて之を壇の上に焚り一七 但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火に焚りエホバのモーセに命じたまひし如し一八 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり一九 斯てこれを宰してモーセその血を壇の周圍に灑げりニ〇 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚りニ また水をもてその臍腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をことごとく壇の上に焚り是は馨しき香のためニ ささぐる燔祭にしてエホバにたてまつる火祭たるなりエホバのモーセに命じたまひし如しニ三 また他の牡羊すなはち任職の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り三 斯てこれを殺してモーセその血をとり之をアロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の拇指につけ二四 またアロンの子等をつれきたりてその右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指にその血をつけたり而してモーセその血を壇の周圍に灑げりニ五 彼またその脂と脂肪の尾および臍腑の上の一切の脂肪肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂とその右の腿とを取り二六

またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇と煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ三七是を凡てアロンの手とその子等に授け之をエホバの前に搖て搖祭となさしめたり二八而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にこれを焚り是は馨しき香のためたてまつる任職祭にしてエホバにささぐる火祭なり二元斯てモーセその胸をとりエホバの前にこれを搖て搖祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なりエホバのモーセに命じたまひし如し三〇而してモーセ灌膏と壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服にそそぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり三 斯てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり三二その肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし三三汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口より出づからず其は汝等の任職は七日にわたればなり三四 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにエホバ斯せよと命じたまふなり三五 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバの命令を守れ然せば汝等死る事なからん我かく命ぜられたるなり三六 すなはちアロンとその子等はエホバのモーセによ

りて命じたまひし事等を盡く爲り  
第九章 第八日にいたりてモーセ、アロンとその子等およびイスラエルの長老等と呼び而してアロンに言けるは汝若き牡犢の全き者を燔祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれをエホバの前に献ぐべし三 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を燔祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歳にして全き者を燔祭のために取きたれ四 また酬恩祭のためにエホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を和たる素祭をとりきたるべしエホバ今日汝等に顯れたまふべければなり五 是に於てモーセの命ぜし物を集會の幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてエホバの前に立ければ六 モーセ言ふエホバの榮光爲と命じたまへる者はすなはち是なり斯せばエホバの榮光汝等にはあらはれん七 モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往き汝の罪祭と汝の燔祭を献げて己のためと民のために贖罪を爲しました民の禮物を献げて之がために贖罪をなし凡てエホバの命じたまひし如くせよ八 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れり九 しかしてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ一〇 また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焼り凡てエホバのモーセに命じたまひし如し二 またその肉と皮は營の外にて火に焚りニ アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子等これが血を自己の許に携へきた

りければ之を壇の周圍に灌げり三彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焼き二四またその臍腑と脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り二五彼また民の禮物を携へきたれり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて罪祭となし一六また燔祭の性を牽きたりて定例のごとくに之をささげたり一七また素祭を携へきたりてその中より一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り一八アロンまた民のためにする酬恩祭の犠牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に灑げり一九彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臍腑を裹む者と腎と肝の上の網膜とを携へきたれり二〇即ち彼等その脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上に焚り二一その胸と右の腿はアロンこれをエホバの前に捨てて揺擻祭となせり凡てモーセの命じたる如し三二アロン民にむかひて手を擧てこれを祝し罪祭燔祭酬恩祭を獻ぐることを畢て下れり三三モーセとアロン集會の幕屋にいり出きたりて民を祝せり斯てエホバの榮光總體の民に顯れ二四火エホバの前より出て壇の上の燔祭と脂を燬つくせり民これを見て聲をあげ俯伏ぬ

第一〇章一茲にアロンの子等なるナダブとアビウともにその火盤をとりて火をこれにいれ香をその上に盛て異火をエホバの前に獻げたり是はエホバの命じたまひし者にあらざりしかば二

火エホバより出て彼等を燬ほるぼせりすなはち彼等はエホバの前に死つせぬ三モーセ、アロンに言けるはエホバの言ふところは是のごとし云く我は我に近づく者等の中に我の聖ことを顯し又全體の民の前に榮光を示さんアロンは默然たりき四モーセかくてアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザパンを呼び汝等進みよりて聖所の前より汝等の兄弟等を營の外に携へ出せとこれにいひければ五すなはち進みよりて彼等をその裏衣のままに營の外に携へ出しモーセの言ることくせり六モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるは汝らの頭を露すなかれまた汝らの衣を裂なかれ恐くは汝等死ん其はエホバの灌膏汝らの上にあればなりと彼等モーセの言のごとくに爲りハ茲にエホバ、アロンに告て言たまはく九汝も汝の子等も集會の幕屋にいる時には葡萄酒と濃酒を飲なかれ恐くは汝等死ん是は汝らが代々永く守るべき例たるべし一〇斯するは汝等が物の聖と世間なるとを分ち汚たると潔淨とを分つことを得んため二又エホバのモーセによりて告たまひし一切の法度をイスラエルの子孫に教ふることを得んがためなり三モーセまたアロンおよびその遺れる子エレアザルとイタマルに言けるは汝等エホバの火祭の中より素祭の遺餘を取り酔をいれ

ずして之を壇の側に食へ是は至聖物なり三是はエホバの火祭の中より汝に歸する者また汝の子等に歸する者なれば汝等これを聖所にて食ふべし我かく命ぜられたるなり四また捲る胸と擧たる腿は汝および汝の男子と女子これを淨處にて食ふべし是はイスラエルの子孫の酬恩祭の中より汝の分と汝の子等の分に與へらるる者なればなり五彼等その擧るところの腿と揺ところの胸を火祭の脂とともに持ちたりこれをエホバの前に捨て揺祭となすべし其は汝と汝の子等に歸すべし是は永く守るべき例にしてエホバの命じたまふ者なり六斯てモーセ罪祭の山羊を尋ね索めけるに既にこれを燬たりしかばアロンの遺れる子等エレアザルとイタマルにむかひてモーセ怒を發し言けるは七罪祭の性は至聖かるに汝等なんぞ之を聖所にて食ざりしや是は汝等をして會衆の罪を任て彼等のためにエホバのまへに贖をなさしめんとて汝等に賜ふ者たるなり八視よその血はまだこれを聖所に携へいることをせざりきかの物は我が命ぜしごとくに汝等これを聖所にて食ふべかりしなり九アロン、モーセに言けるは今日彼等その罪祭と燔祭をエホバの前に獻げしが斯る事我身に臨めり今日もし我罪祭の性を食はばエホバこれを善と觀たまふや一〇モーセこれを聽て善とせり

第一章一エホバ、モーセとアロンに告てこれに言給はくニイスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獸畜の中汝らが食ふべき四足は是なり三凡て獸畜の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分

たる反芻者は汝等これを食ふべし四但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝は反芻ども蹄わかれば汝等には汚たる者なり五山鼠は反芻ども蹄わかれば汝等には汚たる者なり六兔は反芻ども蹄わかれば汝等には汚たる者なり七猪は蹄あひ分け蹄まつた分るれども反芻ことをせざれば汝等には汚たる者なり八汝等は等の者の肉を食ふべからずまたその死體にさはるべからず是等は汝等には汚たる者なり九水にある諸の族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にをり海河に居る者にして翅と鱗のある者は汝等これを食ふべし一〇凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には忌はしき者なり一是等は汝等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからずまたその死體をば忌はしき者となすべし二凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には忌はしき者たるべし三鳥の中に汝等が忌はしとすべき者は是なり是をば食ふべからず是は忌はしき者なり即ち鷓鴣黃鷹鷹一四鷓鴣の類一五諸の鴉の類一六駝鳥鼻鷓雀鷹の類一七鶴鷓鷓一八白鳥鷓鷓大鷹一九鷓鷓の類鷓鷓および輪蝠二〇また凡て羽翼のありて四脚にあるところの昆虫は汝等には忌はしき者なり二但し羽翼のありて四脚にある諸の昆虫の中その足に飛腿のありて地に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし三即ちその中蝗蟲の類大蝻の類小蝻の類蜈蚣の類を汝等食ふことを得べし三凡て羽翼ありて

四よ爬はひにあるくとこの昆はむ蟲ものはみな汝なんぢ等らには忌いまはしき者ものたるなり  
 二四にじゅうこれ等はなんぢららを汚けがすなり凡すべて是これら等の死しかばね體さばに捫さる者もの  
 は晩くれまで汚けがるべし五ご凡すべてその死しかばね體さばを身みに携けんぶる者ものはその衣ころも服も  
 を洗あふべしその身みは晩くれまで汚けがるなり二六にじゅうろく凡すべそ蹄ひの分わかれたる  
 獸けもの畜ちくの中なかその蹄ひの全ぜんく分ぶんれざる者ものあるひは反に芻わ芻わことをせざる者もの  
 の死しかばね體さばは汝なんぢ等らには汚けがれたるべし凡すべてこれに捫さる者ものは汚けがるべし二七にじゅうしち  
 四足よしかばねにてあるく諸もろもろの獸けもの畜ちくの中なかその掌たて底そこにて歩あむ者ものは皆みな汝なんぢ等らには  
 汚けがれたるべしその死しかばね體さばに捫さる者ものは晩くれまで汚けがるべし二八にじゅうはちその死しかばね體さば  
 を身みに携けんぶる者ものはその衣ころも服もを洗あふべしその身みは晩くれまで汚けがるなり  
 九く是これら等は汝なんぢ等らには汚けがれたる者ものなり二九にじゅう地に匍はむところの匍はむ行者うちの中なか  
 汝なんぢ等らに汚けがれたる者ものは是すなはなり即すなはち鼯いたち鼠ねづ鼯ねづ鼠ねづ大おほ蛇へび類たぐひ三〇さんじゅう蛤か蚶か  
 龍りゅう子し守しゅ宮みやう蛇へび醫い蠅えう三さん諸もろもろの匍はむ者ものの中なか是これら等は汝なんぢ等らには汚けがれたるな  
 り凡すべてその死しかばね體さばに捫さる者ものは晩くれまで汚けがるべし三一さんじゅういち是これら等の者ものの死しかばね體さば  
 上に墜おちたる物ものは何なににもあれ汚けがるべし三二さんじゅうに是これら等の者ものの死しかばね體さば  
 もあれ皮かわ革がにもあれ囊ふくろ袋ふくろにもあれ凡すべそ事ことに用もちふる器うつはは皆みなこれ  
 水みづに在あるべし是これは晩くれまで汚けがれたる器うつは三三さんじゅうさんまた  
 是これらの中なかの者もの瓦かわらの器うつはにおつればその内うちにある者ものみな汚けがるべし  
 汝なんぢらその器うつはを毀こつべきなり三四さんじゅうよまた水みづの入いりたる食くいふべき食物じきぶつも  
 是これら等らによりて汚けがるべく諸もろもろ般ぱんの器うつはにある飲のむべき飲のみ物ぶつも是これら等らに由よて  
 汚けがるべし三五さんじゅうご是これら等の者ものの死しかばね體さば物ぶつの上に墜おちればその物もの都みなて汚けがるべ  
 し爐かまにもあれ土な鍋なべにもあれ之これを毀こつべきなり是これは汚けがれて汝なんぢ等らに  
 は汚けがれたる者ものとなればなり三六さんじゅうろく然されど泉いづみ水みづあるひは塘たに池いけ水みづの溜たまりは

汚けがること無し唯ただその死しかばね體さばに觸ふる者もの汚けがるべし三七さんじゅうしち是これら等の者ものの  
 死しかばね體さばは播たき種たねの上に墜おちるも其そのは汚けがることなし三八さんじゅうはち然されど種たねの  
 上うへに水みづのかかれる時ときにその死しかばね體さば上に墜おちなば其そのは汝なんぢ等らには汚けがれたる  
 べし三九さんじゅうきゅう汝なんぢ等らが食くらふところの獸けもの畜ちくの死しかばねたるとは其そのの死しかばね體さばに捫さる  
 者ものは晩くれまで汚けがるべし四〇しじゅうその死しかばね體さばを食くらふ者ものはその衣ころも服もを濯あら  
 し其身そのみは晩くれまで汚けがるなりその死しかばね體さばを携けんぶる者ものもその衣ころも服もを洗あら  
 ふべしその身みは晩くれまで汚けがるなり四一しじゅういち地ちの上に匍はむところの諸もろもろの  
 匍はむ行者うちの中なか凡すべて腹はらはひ行ゆく者もの四足よしかばねにて歩あむ者ものならびに多おほくの足あし  
 を有もつ者もの是これら等をば汝なんぢ等ら食くらふべからず是これら等は思おもふべき者ものたるなり四二しじゅうに  
 汝なんぢ等らは匍はむところの匍はむ行者うちのためにその身みを忌いまはしき者ものにするな  
 かれ是これら等らをもてその身みを汚けがすなかれ又是また是これら等らに汚けがさるるな四四しじゅうよ  
 我われは汝なんぢ等らの神かみエホバなれば汝なんぢ等らその身みを聖きよ潔けつせよ然さば汝なんぢ等ら  
 聖よき者ものとならん我われ聖きよけければなり汝なんぢ等らは必かならず地ちに匍はむところの匍はむ  
 者ものをもてその身みを汚けがすことをせされ四五しじゅうご我われは汝なんぢ等らの神かみとならん  
 とて汝なんぢ等らをエジプトの國くにより導みきいだせしエホバなり我われ聖きよけ  
 ば汝なんぢ等ら聖きよ潔けつなるべし四六しじゅうろく是これすなはち獸けもの畜ちくと鳥とりと水みづに動うごく諸もろもろの  
 生いき物ぶつと地ちに匍はむ諸もろもろの匍はむ行者うちにかかはるところの例れいにして四七しじゅうしち汚けが  
 たる者ものと潔きよき者ものとを分わかち食くらむる生いき物ぶつと食くらはれざる生いき物ぶつとを分わかつ  
 者ものなり  
 第一二章だいいちじやうエホバまたモーセに告つげて曰いひたまはくニイスラエルの  
 子こ孫まごに告つげて言いへ婦をんな女なもし種たねをやどして男なんし子こを生なませば七日ななつかげ汚けがるべし

即ちその月の穢の日數ほど汚るるなり三また第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし四その婦女は尚その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは聖物にさはるべからず聖所にいるべからず五若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を経べきなり六而してその男子あるひは女子につきてその成潔の日滿るは燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために難き鴿あるひは鴉鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし七祭司は之をエホバの前にささげてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にかかはるところの例なり八その婦女もし羔羊にまで手の届かざる時は鴉鳩二羽か又は難き鴿二羽を携へきたるべし是一は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦女は潔まるべし

第一章一エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく二人その身の皮に腫あるひは癩あるひは光る處あらんにもし之がその身の皮にあること癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たるアロンの子等に携へいたるべし三また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし四もし又その身の皮の光る處白くありて皮よりも深く見えずまたその毛も白くならずは祭司その患

處ある人を七日の間禁鎖おき五第七日にまた祭司之を觀べし若その患處變るところ無くまたその患處皮に蔓延ること無ば祭司またその人を七日の間禁鎖おき六第七日にいたりて祭司ふたたびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延らば祭司これを潔者とすべし是は癩なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん七然どその人祭司に觀られて潔き者となりたる後にいたりてその癩皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし八祭司これを觀てその癩皮に蔓延るを見れば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり九人もしその身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆくべし一〇祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛も白くなり且その腫に爛肉の見ゆるあらば一是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となすべしその人は汚たる者なればこれを禁鎖るにおよばず二若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍く滿て首より足まで凡て祭司の見るところにおよばば三祭司これを視若その身に遍く癩病の滿たるを見ればその患處ある者を潔き者となすべし其人は全く白くなりたれば潔きなり四然どもし爛肉その人に顯れなば汚たる者なり一五祭司爛肉を視はその人を汚たる者となすべし爛肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり一六若またその爛肉變て白くならばその人は祭司に詣るべし一七祭司これを視るにその患處もし白くなりをらば祭司その患處ある者を潔き者となすべしその人

は潔きなり一八 また肉の皮に瘍瘡ありしに癒て一九 その瘍瘡の地方に白き腫おこり又は白くして微紅き光る處おこるありて之を祭司に見することあらんに二〇 祭司これを視るに皮よりも卑く見てその毛白くなりをらば祭司その人を汚たる者となすべし其は瘍瘡より起りし癩病の患處たるなり二一 然ど祭司これを觀に其處に白き毛あらずまた皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おくべし三 而してもし大に皮に蔓延ば祭司その人を汚たる者となすべし是はその患處なり三 然どその光る處もしその所に止りて蔓延ずば是は瘍瘡の痕跡なり祭司その人を潔き者となすべし二四 また肉の皮に火傷あらんにその火傷の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處とならば二五 祭司これを視べし若その光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見なば是は火傷より起りし癩病なれば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處たるなり二六 然ど祭司これを視にその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おき二七 第七日に祭司これを視べしもし大に皮に蔓延りをらば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり二八 もしその光る處その所に止り皮に蔓延らずして却て薄らぎをらば是は火傷の腫なり祭司其人を潔き者となすべし其は是は火傷の痕迹なればなり二九 男あるひは女もし頭または鬚に患處あらば三〇 祭司その患處を觀べし若皮よりも深く見えまた其處に黄なる細き毛あらば

祭司その人を汚れたる者となすべし其は瘡にして頭または鬚にある癩病なり三一 若また祭司その瘡の患處を視に皮よりも深くならずしてまた其處に黒き毛あること無ば祭司その瘡の患處ある者を七日の間禁鎖おき三二 第七日に祭司その患處を視べしその瘡もし蔓延ずまた其處に黄なる毛あらずして皮よりもその瘡深く見ずば三三 その人は剃ことをなすべし但しその瘡の上は剃べからず祭司其瘡ある者を尚また七日の間禁鎖おき三四 第七日に祭司またその瘡を視べし若その瘡皮に蔓延ずまた皮よりも深く見ずば祭司その人を潔き者となすべしその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん三五 若その潔き者となりし後にいたりてその瘡大に皮に蔓延りなば三六 祭司その人を觀べし若その瘡皮に蔓延らば祭司は黄なる毛を尋るにおよばずその人は汚たる者なり三七 然ど若その瘡止たるところに見えて黒き毛の其處に生ずるあらばその瘡痊たる者にてその人は潔し祭司その人を潔き者となすべし三八 また男あるひは女その身の皮に光る處すなはち白き光る處あらば三九 祭司これを視べし若その身の皮の光る處薄白からば是は白斑のその皮に生じたるなればその人は潔し四〇 人もしその髪の毛頭より脱おつるあるも禿なれば潔し四一 人もしその面に近き處の頭の毛脱おつるあるも額の禿たるなれば潔し四二 然ども若その禿頭または禿額に白く微紅き患處あらば是はその禿頭または禿額に癩病の發したるなり四三 祭司これを觀べし若その禿頭あるひは禿額の患處の腫白くし

て微紅くあり身の肉に癩病のあらはるることくならば四四 是癩病人にして汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭にあるなり四五 癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあてて居り汚たる者汚たる者とみづから稱ふべし四六 その患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべしその人は汚たる者なれば人に離れて居るべし即ち營の外に住居をなすべきなり四七 若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ四八 又麻あるひは毛の經線にあるにもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にもあれ四九 若その衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處青くあるか又は赤くあらば是癩病の患處なり之を祭司に見べし五〇 祭司はその患處を視その患處ある物を七日の間禁鎖おき五 第七日にその患處を視べし若その衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物にあるところの患處蔓延をらばこれ惡き癩病にしてその物は汚たる者なり五二 彼その患處あるところの衣服毛または麻の經線緯線あるひは凡て皮革にて造れる物を燬べし是は惡き癩病なりその物を火に焼べし五三 然と祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延すば五四 祭司命じてその患處ある物を濯はせ尙七日の間之を禁鎖おき五五 而して

祭司その濯ひし患處を觀べし患處もし色の變ることなくば患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕の陷なり五六 然と濯たる後に祭司これを觀るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線より患處を切とるべし五七 然るに尙またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に患處のあらはるるあらば是再發なり汝その患處ある物を火に焼べし五八 又汝が濯ふところの衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脱さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し五九 是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしらべて潔と汚たるを定むるところの條例なり

第一四章一エホバ、モーセに告て言たまはく二癩病人の潔めらるる日の定例は是のごとし即ちその人を祭司の許に携へゆくべし三 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の痊たるを見ば四祭司その潔めらるる者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ五 祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にして活水の上に殺さしめ六 而してその生る鳥を取り香柏と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とともに濡し七 癩病より潔められんとする者にこれを七回灑ぎてこれを

潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし八 潔めらるる者はその衣服を濯ひその毛髪をことごとく剃おとし水に身を滌ぎて潔くなり然る後に營に入きたるべし但し七日が間は自己の天幕の外に居るべし九 而して第七日にその身の毛髪をことごとく剃べし即ちその頭の髪と鬚と眉とをことごとく剃りまたその衣服を濯ひ且その身を水に滌ぎて潔くなるべし一〇 第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歳なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた麥粉十分の三に油を和たる素祭と油一ログを取べし二 潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人とは是等の物とを集會の幕屋の門にてエホバの前に置き三 而して祭司かの羔羊の牡一匹を取り一ログの油とともに之を愆祭に献げまた之をエホバの前に擡て搖祭となすべし三 この羔羊の牡は罪祭燔祭の牲を宰る處すなはち聖所にこれを宰るべし罪祭の物の祭司に歸することく愆祭の物も然るなり是は至聖物たり四 而して祭司その愆祭の牲の血を取りその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の五指と右の足の五指に祭司これをつくべし五 祭司またその一ログの油をとりて之を自身の左の手の掌に傾ぎ六 而して祭司その右の指を左の手の油にひたしその指をもて之を七回エホバの前に灑ぐべし七 その手の殘餘の油は祭司その潔らるべき者の右の耳の端と右の手の五指と右の足の五指においてその愆祭の牲の血の上に之をつくべし八 而して尚その手に残れる油は祭司これをその潔めらるべき者の首につけエホバの前に

祭司その人のために贖罪をなすべし九 斯してまた祭司罪祭を献げその汚穢を潔めらるべき者のために贖罪を爲して然る後に燔祭の牲を宰るべし一〇 而して祭司燔祭と素祭を壇の上に献げその人のために祭司贖罪を爲べし然せばその人は潔くならん三 その人もし貧くして之にまで手の届かざる時は擡て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを取りまた油一ログを取り三 且その手のとどくところに循ひて鴉鳩二羽かまたは雛き鶉二羽を取べし其一は罪祭のための者一は燔祭のための者なり三 而してその潔禮の第八日に之を祭司に携へ集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたるべし四 かくて祭司はその愆祭の牡羊と一ログの油を取り祭司これをエホバの前に擡て搖祭となすべし五 而して愆祭の羔羊を宰りて祭司その愆祭の牲の血を取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の五指と右の足の五指につけ六 また祭司その油の中を己の左の手の掌に傾ぎ七 而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回エホバの前に灑ぎ八 亦祭司その潔めらるべき者の右の耳と右の手の五指と右の足の五指において愆祭の牲の血をつけし處にその手の油をつくべし九 またその手に残れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけエホバの前にてその人のために贖罪をなすべし一〇 その人はその手のおよぶところの鴉鳩または雛き鶉一羽を献ぐべし三 即ちその手のおよぶところの者一を

罪祭に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにエホバの前に贖罪をなすべし三癩病の患處ありし人にてその潔禮に用ふべき物に手の届ざる者は之をその條例とすべし三エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく四我が汝らの産業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我汝らの産業の地の或家に癩病の患處を生ぜしむること有ば五その家の主來り祭司に告て患處のごとき者家に現はると言べし六然る時は祭司命じて祭司のその患處を視に行く前にその家を空しむべし是は家にある物の凡て汚れざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし三七その患處を觀にもしその家の壁に青くまたは赤き窪の患處ありて壁よりも卑く見えなば三八祭司その家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき三九祭司第七日にまた來りて視るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば四〇祭司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の汚穢所にこれを棄しめ四一またその家の内の四周を刮らしむべしその刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け四二他の石を取てその石の所に入かふべし而して彼の灰沙をとりて家を塗べきなり四三斯石を取のぞき家を刮りてこれを塗かへし後にその患處もし再びおこりて家に發しなば四四祭司また來りて視べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡き癩病なれば其は汚るるなり四五彼その家を毀ちその石その木およびその家の灰沙をことごとく邑の外の汚穢所に搬びいだすべし四六その家を閉おける日の間にこれに入る

者は晩まで汚るべし四七その家に臥す者はその衣服を洗ふべしその家に食する者もその衣服を洗ふべし四八然だ祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延すば是患處の痊たる者なれば祭司その家を潔き者とすすべし四九彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取り五〇その鳥一羽を瓦の器の内にて活る水の上に殺し五一香柏と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し七回家に灑ぐべし五二祭司鳥の血と活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め五三その生る鳥を邑の外の野に縦ちその家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん五四是すなはち癩病の諸患處瘡五五および衣服と家屋の癩病五六ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして五七何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり癩病の條例は是のごとし

第五章一エホバ、モーセとアロンに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告て言へ凡そ人その肉に流出あらばその流出のために汚るべし三その流出に由て汚るること是のごとし即ちその肉の流出したたるもその肉の流出滞ほるも共にその汚穢となるなり四流出ある者の臥したる床は凡て汚るまたその人の坐したる物は凡て汚るべし五その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るるなり六流出ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそぐべしその身は晩まで汚るるなり七流出ある者の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身

を滌ぐべしその身は晩まで汚るるなりハもし流出ある者の唾  
 潔き者にかからばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は  
 晩まで汚るるなり九流出ある者の乗たる物は凡て汚るべし〇  
 またその下になりし物に觸る人は皆晩まで汚るまた其等の物を  
 携ふる者は衣服を洗ひ水に身をそそぐべしその身は晩まで汚る  
 るなり二流出ある者手を水に洗はずして人にさばらばその人  
 は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るるなり三  
 流出ある者の捫りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に  
 洗ふべし三流出ある者その流出やみて潔くならば己の成潔の  
 ために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を滌ぐべし然  
 せば潔くなるべし四而して第八日に鴉鳩二羽または雞鶩二  
 羽を自己のために取り集會の幕屋の門にきたりてエホバの前  
 にゆき之を祭司に付すべし五祭司はその一を罪祭に一を燔祭  
 に獻げ而して祭司その人の流出のためにエホバの前に贖罪を  
 なすべし六人もし精の濁ることあらばその全身を水にあらふ  
 べしその身は晩まで汚るるなり七凡て精の粘着たる衣服皮革  
 などは皆水に洗ふべし是は晩まで汚るるなり八男もし女と寢  
 て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚る  
 るなり九また婦女流出あらんにその肉の流出もし血ならば  
 七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晩まで汚るべし〇その不  
 潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に  
 坐れる物も皆汚れん二その床に捫る者は皆衣服を洗ひ水に身

を滌ぐべしその身は晩まで汚るるなり三彼が凡て坐りし物に  
 捫る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚る  
 なり三彼の床の上またはその凡て坐りし物の上にある血に捫  
 らばその人は晩まで汚るるなり四人もし婦女と寢てその不潔  
 を身に得ば七日汚るべしその人の臥たる床は凡て汚れん五  
 婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に流る  
 ことあり又その流出する事不潔の期に逾るあらばその汚穢の  
 流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその身汚る二  
 六凡てその流出ある日の間彼が臥たるところの床は彼におけるこ  
 と不潔の床のごとし凡そ彼が坐れる物はその汚るること不潔の  
 汚穢のごとし七是等の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗ひ  
 水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るるなり八彼もしその流  
 出やみて淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん九彼  
 第八日に鴉鳩二羽または雞鶩二羽を自己のために取りこれ  
 を祭司に携へ來り集會の幕屋の門にいたるべし〇祭司その一  
 を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の流出のため  
 にエホバの前に贖を爲すべし三斯汝等イスラエルの子孫をその  
 汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を汚して  
 その汚穢に死ることなからん爲なり四是すなはち流出ある者  
 その精を洩してこれに身を汚せし者三その不潔を患ふ婦女或  
 は男あるひは女の流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關  
 ところの條例なり

第一六章一アロンの子等二人がエホバの前に献ぐることを爲て死たる後にエホバ、モーセに斯告たまへり二即ちエホバ、モーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪所の上にあらはるべければなり三アロン聖所にいるには斯すべしすなはち櫃の牡を罪祭のために取り牡羊を燔祭のために取り四聖き麻の裏衣を着麻の禪をその肉にまとひ麻の帯をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是は聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし五またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭のために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし六アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなすべし七アロンまたその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホバの前にこれを置き八その兩隻の山羊のために籤を擧べし即ち一の籤をエホバのためにし一の籤をアザゼルのためにすべし九而してアロンそのエホバの籤にあたりし山羊を献げて罪祭となすべし一〇又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし一即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己のためなる其罪祭の牡牛を宰り二而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた

兩手に細末の馨しき香を盈て之を障蔽の幕の中に携へり二三エホバの前に於て香をその火に放べ香の煙の雲をして律法の上なる贖罪所を蓋はしむべし然せば彼死ることあらじ四彼またその牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎまた指をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし五斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽の幕の内に携へりかの牡牛の血をもて爲しごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ一六イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪とに縁て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり一七彼が聖所において贖罪をなさんとて入たる時はその自己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をなして出るまでは何人も集會の幕屋の内に居べからず一八斯て彼エホバの前の壇に出きたり之がために贖罪をなすべし即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ一九また指をもて七回その血を其の上に灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのぞきて其を潔よし且聖別べし二〇斯かれ聖所と集會の幕屋と壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし二一然る時アロンその生る山羊の頭に兩手を按ぎイスラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をことごとくその上に承認はしてこれを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを野に遣るべし二三その山羊彼等の諸惡を人なき地に任くべきなり即ちその山羊を野

に遣るべし三斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き四聖所においてその身を水にそそぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを献げて自己と民とのために贖罪をなすべし五また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり六かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營に在るべし七聖所において贖罪をなさんために其血を携へ入りたる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に焼べし二八之を焼たる者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營に在るべし九汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたらばその月の十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし〇其はこの日に祭司汝らのために贖罪をなして汝らを淨むればなり是汝らがエホバの前にその諸の罪を清められんためになす者なり三是は汝らの大安息日なり汝ら身をなやますべし是永く守るべき例なり四膏をそそがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすところの祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣へし五彼すなはち至聖所のために贖罪をなしたる集會の幕屋のためと壇のために贖罪をなしたる祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし六是汝等が永く守るべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちエホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第一七章一エホバ、モーセに告て言たまはくニアロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれに言べしエホバの命するところ斯のごとし云く三凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を營の内に宰りあるひは營の外に宰ることを爲し四之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りエホバの幕屋の前において之をエホバに禮物として献ぐることを爲ざる者は血を流せる者と算らるべし彼は血を流したるなればその民の中より絶るべきなり五是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犠牲とするとするところの犠牲をエホバに牽きたらしめんがためなり即ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭としてエホバに献ぐべきなり六然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるエホバの壇にそそぎまたその脂を馨しき香のために焚てエホバに奉つるべし七彼等は其の慕ひて淫せし魘魅に重て犠牲をささぐ可らず是は彼等が代々永くまもるべき例なり八汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人燔祭あるひは犠牲を献ぐることをせんに九之を集會の幕屋の門に携へきたりてエホバにこれを献ぐるにあらざればその人はその民の中より絶るべし〇凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人の中何の血によらず血を食ふ者あれば我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし一其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪を

なさんために是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて贖罪をなす者なればなり二是をもて我イスラエルの子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝らの中に寄寓る他國の人も血を食ふべからずと三凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人も食はるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者あらばその血を灑ぎいだし土にて之を掩ふべし四凡の肉の生命はその血にして是はすなはちその魂たるなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何の肉の血をもくらふべからず其は一切の肉の生命はその血なればなり凡て血をくらふものは絶るべし五およそ自ら死たる物または裂くるされし物をくらふ人はなんぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ水に身をそぐべしその身は晩までけるるなりその後は潔し一六その人もし洗ふことをせずまたその身を水に滌がらずその罪を任べし

第一章一エホバまたモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神エホバなり三汝らその住をりしエジプトの國に行はるる所の事等を傲ひ行ふべからずまた我が汝等を導きいたるカナンの國におこなはるる所の事等を傲ひおこなふべからずまたその例に歩行べからず四汝等は我が法を行ひ我が例をまもりてその中にあゆむべし我は汝等の神エホバなり五汝等わが例とわが法をまもるべし人もし是を行はば之によりて生べし我はエホバなり六汝等凡てその骨肉の親に近づき

て之と淫するなかれ我はエホバなり七汝の母と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり彼は汝の母なれば汝これと淫するなかれ八汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり九汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡てこれと淫するなかれ一〇汝の男子の女子または汝の女子の女子と淫する事なかれ是自己を辱しむるなればなり二汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝の姉妹なれば之と淫する勿れ三汝の父の姉妹と淫するなかれ是は汝の父の骨肉の親なればなり四また汝の母の姉妹と淫する勿れ是は汝の母の骨肉の親なり五汝の兄弟の妻に親づきて之と淫する勿れ是は汝の叔伯母なり六汝の媳と淫するなかれ是は汝の息子の妻なれば汝これと淫する勿れ一六汝の兄弟の妻と淫する勿れ是汝の兄弟を辱しむるなればなり一七汝婦人とその婦の女子とに淫する勿れまたその婦人の息子の女子またはその女子の女子を取て之に淫する勿れ是等は汝の骨肉の親なれば然するは惡し一八汝妻の尚生る間に彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫する勿れ一九婦のその行經の汚穢にある間はこれに近づきて淫するなかれ二〇汝の隣の妻と交合して彼によりて己が身を汚すなかれ二汝その女子に火の中を通らしめてこれをモロクにささぐることを絶て爲ざれ亦汝の神エホバの名を汚すことなかれ我はエホバなり二二汝女と寝ることくに男と寝るなかれ是は憎むべき事なり三

汝(なんぢ)畜(けもの)と交合(かうがふ)して之(これ)によりて己(おの)が身(み)を汚(けが)すこと勿(な)れまた女(おんな)たる者(もの)は畜(けもの)の前(まへ)に立(た)て之(これ)と接(まは)ること勿(な)れ是(これ)に憎(にく)むべき事(こと)なり二四(にじゅうよ)汝(なんぢ)等(ら)は此(こゝ)の諸(もろ)の事(こと)をもて身(み)を汚(けが)すなかれ我(われ)が汝(なんぢ)等(ら)の前(まへ)に逐(おひ)らふ國(くに)々(々)の人(ひと)は此(こゝ)の諸(もろ)の事(こと)によりて汚(けが)れ二五(にじゅうご)その地(ち)もまた汚(けが)る是(こゝ)をもて我(われ)その惡(あく)のため之(これ)を罰(ばつ)すその地(ち)も亦(また)自(みづか)らそに住(す)る民(たみ)を吐(はき)いだすなり二六(にじゅうろく)然(され)ば汝(なんぢ)等(ら)はわが例(れい)と法(はふ)を守(まも)り此(こゝ)の諸(もろ)の憎(にく)むべき事(こと)を一(ひと)も爲(な)すべからず汝(なんぢ)らの國(くに)の人(ひと)も汝(なんぢ)らの中間(ちゅうかん)に寄(よ)る他(また)國(くに)の人(ひと)も然(しか)るべし二七(にじゅうしち)汝(なんぢ)等(ら)の先(まへ)にありし此(こゝ)の地(ち)の人(ひと)々(々)は此(こゝ)の諸(もろ)の憎(にく)むべき事(こと)を行(おこな)へりその地(ち)もまた汚(けが)る二八(にじゅうはち)汝(なんぢ)等(ら)は是(こゝ)のごとくするなかれ恐(おそ)くは此(こゝ)の地(ち)汝(なんぢ)らの先(まへ)にありし國(くに)人(ひと)を吐(はき)いだす如(ごと)くに汝(なんぢ)らをも吐(はき)いださん二九(にじゅうきゅう)凡(およ)そこの憎(にく)むべき事(こと)等(ら)を一(ひと)にても行(おこな)ふ者(もの)あれば之(これ)を行(おこな)ふ人(ひと)はその民(たみ)の中(な)より絶(た)てるべし三〇(さんじゅう)然(され)ば汝(なんぢ)等(ら)はわが例(れい)規(ぎ)を守(まも)り汝(なんぢ)等(ら)の先(まへ)におこなはれし是(こゝ)等(ら)の憎(にく)むべき習(な)俗(じやく)を一(ひと)も行(おこな)ふなかれまた之(これ)によりて汝(なんぢ)等(ら)身(み)を汚(けが)す勿(な)れ我(われ)は汝(なんぢ)等(ら)の神(かみ)エホバなり

第一九章(だいいちじゅうしやう)一(いち)エホバまたモーセに告(つげ)て言(い)たまはく二(に)汝(なんぢ)イスラエルの子孫(こひと)の全會(ぜんかい)衆(しゆう)に告(つげ)てこれに言(い)へ汝(なんぢ)等(ら)宜(よろ)く聖(きよ)あるべし其(その)は我(われ)エホバ汝(なんぢ)らの神(かみ)聖(せい)あればなり三(さん)汝(なんぢ)等(ら)のおのその母(はは)とその父(ちち)を畏(おそ)れまた吾(わが)が安息(あんそく)日(にち)を守(まも)るべし我(われ)は汝(なんぢ)らの神(かみ)エホバなり四(よ)汝(なんぢ)等(ら)虚(む)き物(もの)を恃(た)むなかれまた汝(なんぢ)らのために神(かみ)々(々)を鑄(つく)造(ぞう)することなかれ我(われ)は汝(なんぢ)らの神(かみ)エホバなり五(ご)汝(なんぢ)等(ら)酬(むく)恩(おん)祭(さい)の犧(けい)牲(せい)をエホバにささぐる時(とき)はその受(うけ)納(な)らるるやうに獻(けん)ぐべし六(ろく)之(これ)を食(くら)ふことは

之(これ)を獻(けん)ぐる日(ひ)とその翌(よく)日(にち)に於(お)いてすべし若(もし)残(こ)りて三日(みっぴ)にいたらばこれを火(ひ)に焼(やく)べし七(しち)もし第三(だいさん)日に少(すく)にても之(これ)を食(くら)ふことあらば是(これ)に憎(にく)むべき物(もの)となりて受(うけ)納(な)れざるべし八(はち)之(これ)を食(くら)ふ者(もの)はエホバの聖(せい)物(もの)を汚(けが)すによりてその罰(ばつ)を蒙(かか)むるべし即(すなは)ちその人(ひと)は民(たみ)の中(な)より絶(た)せられん九(きゅう)汝(なんぢ)その地(ち)の穀(こく)物(もつ)を穫(と)るときには汝(なんぢ)等(ら)の田野(たの)の隅(すみ)々(々)までを盡(ことごと)く穫(と)可(か)らず亦(また)汝(なんぢ)の穀(こく)物(もつ)の遺(い)穂(ほ)を拾(ひろ)ふべからず一〇(じゅう)また汝(なんぢ)の菓(くだ)樹(じゆ)園(えん)の菓(くだ)を取(と)つすべからずまた汝(なんぢ)の菓(くだ)樹(じゆ)園(えん)に落(お)たる菓(くだ)を斂(あつ)むべからず貧(まじ)者(もの)と旅(たび)客(きゃく)のため之(これ)を遺(い)しおくべし我(われ)は汝(なんぢ)らの神(かみ)エホバなり一(いち)汝(なんぢ)等(ら)竊(かす)むべからず偽(いつはり)べからず互(たがひ)に欺(あざむ)くべからず二(に)汝(なんぢ)等(ら)わが名(な)を指(さし)て偽(いつはり)誓(ちか)ふべからずまた汝(なんぢ)の神(かみ)の名(な)を汚(けが)すべからず我(われ)はエホバなり三(さん)汝(なんぢ)の鄰(となり)人を虐(あは)ぐべからずまたその物(もの)を奪(うば)ふべからず傭(やと)人(ひと)の値(あたい)を明(あき)朝(あさ)まで汝(なんぢ)の許(もと)に留(とど)めおくべからず四(よ)汝(なんぢ)聾(あや)者(もの)を詛(うそ)ふべからずまた聾(あや)者(もの)の前(まへ)に礙(たがひ)物(もの)をおくべからず汝(なんぢ)の神(かみ)を畏(おそ)るべし我(われ)はエホバなり五(ご)汝(なんぢ)審(さ)判(はん)をなすに方(あた)りて不(た)義(ぎ)を行(な)ふべからず貧(まじ)窮(きゆう)者(もの)を偏(かた)り護(まも)るべからず權(けん)ある者(もの)を曲(まが)て庇(たが)くべからず但(ただ)公(こう)義(ぎ)をもて汝(なんぢ)の鄰(となり)審(さ)判(はん)べし六(ろく)汝(なんぢ)の民(たみ)の間(ま)に往(ゆ)りて人(ひと)を謗(そし)るべからず汝(なんぢ)の鄰(となり)人(ひと)の血(ち)をながすべからず我(われ)はエホバなり七(しち)汝(なんぢ)心(こゝろ)に汝(なんぢ)の兄弟(あな)を惡(にく)むべからず必(かなら)ず汝(なんぢ)の鄰(となり)人を勸(い)戒(かい)むべし彼(かれ)の故(ゆゑ)によりて罪(つみ)を身(み)にうつくる勿(な)れ八(はち)汝(なんぢ)仇(かた)をかへすべからず汝(なんぢ)の民(たみ)の子孫(こひと)に對(たい)ひて怨(うら)みを懷(いだ)くべからず己(おの)のごとく汝(なんぢ)の鄰(となり)を愛(あい)すべし我(われ)はエホバなり九(きゅう)汝(なんぢ)らわが條(のり)例(れい)を守(まも)るべし汝(なんぢ)の家(か)畜(ちく)をして異(い)類(るい)と交(まじ)ら

むべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず○凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隷の女にして夫に適く約束をなせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を誣責むべし然ど之を殺すに及ばず是の婦いまだ解放れざるが故なり○その男は愆祭をエホバに携へきたるべし即ち愆祭の牡羊を集會の幕屋の門に牽きたるべきなり○而して祭司その人の犯せる罪のためにその愆祭の牡羊をもてエホバの前にこれがために贖罪をなすべし○斯せばその人の犯せし罪赦されん○汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實をもて未だ割禮を受ざる者と見做べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是は食はれざるなり○第四年には汝らそのもろもろの果實を聖物となしこれをもてエホバに感謝の祭を爲す○第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神エホバなり○汝等何をも血のままに食ふべからずまた魔術を行ふべからずト筮をなすべからず○汝等頭の鬢を圖く剪べからず汝鬚の兩方を損ずべからず○汝等死る人のために己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなすべからず我はエホバなり○汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず○汝等わが淫事國におこなはれ罪惡國に滿ん○汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はエホバなり○汝等憑鬼者を恃むなかれト筮師に問ことを爲て之に身を汚さるるな

かれ我は汝らの神エホバなり○白髪の人の中には起あがるべしまた老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はエホバなり○他國の人汝らの國に寄留て汝とともに在はこれに處くるなかれ○汝等とともに居る他國の人をば汝らの中間に生れたる者のごとく己のごとくに之を愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神エホバなり○汝等審判に於ても尺度に於ても種子に於ても升斗に於ても不義を爲べからず○汝等公平秤公平き錘公平きエホバ公平きヒンをもちふべし我は汝らの神エホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり○汝等わが一切の條例とわが一切の律法を守りてこれを行ふべし我はエホバなり

第二〇章一エホバまたモーセに告て言たまはく○汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中またはイスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクに獻ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をもて之を撃べし○我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をモロクに獻げて吾が聖所を汚したわが聖名を褻せばなり○四その人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民もし目を掩ひて見ざるがごとくし之を殺すことをせず○五我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に倣ひてモロクと淫をおこなふところの者等をその民の中より絶ん○六憑鬼者またはト筮師を恃みこれに従がふ人あらば我わが面をその人にむけ之をその民の中に絶べ

し七然ば汝等直く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神エホバ  
 たるなりハ汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝らを聖別  
 するエホバなり凡てその父またはその母を誹ふ者はかならず誅  
 ざるべし彼その父またはその母を誹ひたればその血は自身に歸  
 すべきなり〇人の妻と姦淫する人すなはちその隣の妻と姦淫  
 する者あればその姦夫淫婦ともにならず誅ざるべし〇その  
 父の妻と寝る人は父を辱しむるなり兩人ともにならず誅さる  
 べしその血は自己に歸せん三人もしその子の妻と寝る時は  
 二人ともにならず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその  
 血は自己に歸せん三人もし婦人と寝ること男子と寝ること  
 をせば是はその二人憎むべき事をおこなふなり二人ともになら  
 ず誅さるべしその血は自己に歸せん四人妻を娶る時にその  
 母とともに娶らば是悪き事なり彼も彼等ともに火に焼るべし  
 是汝らの中に悪き事の無らんだためなり一五男子もし獣畜と交合  
 しなばかならず誅さるべし汝らまたその獣畜を殺すべし一六  
 婦人もし獣畜に近づきこれと交らばその婦人と獣畜を殺すべし  
 是等はともに必ず誅さるべしその血は自己に歸せん一七人もし  
 その姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は  
 彼の陰所を見彼は此の陰所を見なば是恥べき事をなすなりそ  
 の民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したれば  
 その罪を任べきなり一八人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所を  
 露すことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源

を露すあらば二人ともその民の中より絶るべし一九汝の母の  
 姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露すべからず斯する皆にそ  
 の骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば二人ともにその罪  
 を任べきなり〇人もしその伯叔の妻と寝る時は是その伯叔の  
 陰所を露すなれば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん二  
 人もしその兄弟の妻を取ば是汚はしき事なり彼その兄弟の  
 陰所を露したるなればその二人は子なるべし三汝等は我が  
 一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝ら  
 を住せんとて導き行ところの地汝らを吐いだすことを爲じ三  
 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べか  
 らず彼等はこの諸の事をなしたれば我かれらを惡むなり四我  
 さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲  
 さすべし是は乳と蜜の流るる地なり我は汝らの神エホバにして  
 汝らを他の民より區別せり五汝等は獣畜の潔と汚たると禽の  
 潔と汚たるとを區別べし汝等は我が汚たると者として汝らのため  
 を汚すべからず六汝等は我の聖者となるべし其は我エホバ聖  
 ければなり我また汝等をして我の所有とならしめんがために汝  
 らを他の民より區別たるなり七男または女の憑鬼者をなし或  
 は卜筮をなす者はかならず誅さるべし即ち石をもてこれを撃べ  
 し彼等の血は彼らに歸せん

第二章一エホバ、モーセに告て言たまはくアロンの子等なる

祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のために身を汚す者あるべからず二但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため女子のため兄弟のため三またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し四祭司はその民の中の長者なれば身を汚して褻たる者となるべからず五彼等は髪をそりて頭に毛なき所をつくるべからず六その神に對て聖あるべくまたその神の名をけがすべからず彼等はエホバの火祭すなはち其神の食物を獻ぐる者なれば聖あるべきなり七彼等は妓女または汚れたる女を妻に娶るべからずまた夫に出されたる女を娶るべからず其はその身エホバにむかひて聖ければなりハ汝かれをもて聖者とすべし彼は汝の神エホバの食物を獻ぐる者なればなり汝すなはちこれをもて聖者とすべし其は我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり九祭司の女たる者淫行をなしてその身を汚さははその父を汚すなり火をもてこれを焼べし一〇その兄弟の中濯膏を首にそそがれ職に任せられて祭司の長となれる者はその頭をあらはすべからずまたその衣服を裂べからず二死人の所に往べからずまたその父のためにも母のためにも身を汚すべからず三また聖所より出べからずその神の聖所を褻すべからず其はその神の任職の濯膏首にあればなり我はエホバなり三彼妻には處女を娶るべし四寡婦休れたる婦または汚れたる婦妓女等は娶るべからず惟自己の民の中の

處女を妻にめとるべし二五その民の中に自己の子孫を汚すべからずエホバこれを聖別ればなり一六エホバ、モーセに告て言たまはく一七アロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある者は進みよりてその神エホバの食物を獻ぐる事を爲べからず一八凡て疵ある人は進みよるべからずすなはち警者跛者および鼻の缺れたる者成餘るところ身にある者一九脚の折れたる者手の折れたる者二〇偏癩者侏儒目に雲膜ある者疥ある者癩ある者外腎の壞れたる者等は進みよるべからず二一凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよりてエホバの火祭を獻ぐべからず彼は身に疵あるなれば進みよりてエホバの食物を獻ぐべからざるなり二三神の食物の至聖者も聖者も彼は食ふことを得二三然と障蔽の幕に至べからずまた祭壇に近よるべからず其は身に疵あればなり斯かれわが聖所を汚すべからず其は我エホバこれを聖別ればなり二四モーセすなはちアロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二章一エホバ、モーセに告て言たまはく二汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の聖物をみだりに享用せざらしめまたその聖別て我にささげたる物についてわが名を汚すこと無らしむべし我はエホバなり三彼等に言へ凡そ汝等の歴代の子孫の中都てイスラエルの子孫の聖別て我にささげし聖物に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし我はエホバなり四アロンの子孫の中癩病ある者または流

出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死骸に汚れたる物に捫れる者または精をもらせる者五または凡人を汚すところの匍行物に捫れる者または何の汚穢を論はず人をして汚れしむるところの人に捫れる者六此のごとき物に捫る者は晩まで汚るべしまたその身を水にて洗ふにあらざれば聖物を食ふべからず七日の入たる時は潔くなるべければその後聖物を食ふべし是その食物なればなり八自ら死たる物または裂ころされし者を食ひて之をもて身を汚すべからず我はエホバなり九彼等これを襲してこれが爲に罪を獲て死るにいたらざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖せり一〇外國の人は聖物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり二然ど祭司金をもて人を買たる時はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし三祭司の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず三祭司の女子寡婦となるありまたは出さるるありて子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し外國の人はこれを食ふべからず四人もし誤りて聖物を食はばその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし五イスラエルの子孫がエホバに獻ぐるところの聖物を彼等襲すべからず六その聖物を食ふ者にはその愆の罰をかうむらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり七エホバまたモーセに告て言たまは

く一八アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに獻げて燔祭となさんとする者は一九その受納らるるやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を獻ぐべし二〇凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是はその物なんぢらのために受納られざるべければなり三凡て願を還さんとしまは自意の禮物をなさんとして牛あるひは羊をもて酬恩祭の犠牲を獻上る者はその受納らるるやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべからざるなり三即ち盲なる者折たる所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癩ある者は如き者は汝等これをエホバに獻ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず三牛あるひは羊の成餘れる所または成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らるることなかるべし四汝等外腎を打壞りまたは壓つぶしまはは割きまたは斬りたる者をエホバに獻ぐべからずまた汝らの國の中に斯る事を行ふべからず五汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるることあらざればなり六エホバ、モーセに告て言たまはく七牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は是はエホバに火祭とすれば受納らるべし八牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝らその母と子とを同日

に殺すべからず二九 汝ら感謝の犠牲をエホバに献ぐる時は汝らの受納らるるやうに献ぐべし三〇 是はその日の内に食つくすべし明日まで遣しおくべからず我はエホバなり三一 汝らわが誠命を守り且これを行ふべし我はエホバなり三二 汝等わが名を瀆すべからず我はかへつてイスラエルの子孫の中に聖者とあらはるべきなり我はエホバにして汝らを聖くする者三三 汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり我はエホバなり

第二章一 エホバ、モーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫につけて之に言へ汝らが宣告て聖會となすべきエホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり三六日の間業務をなすべし第七日は休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において守るべきエホバの安息日なり四 その期々に汝らが宣告べきエホバの節期たる聖會は是なり五 すなはち正月の十四日の晩はエホバの逾越節なり六 またその月の十五日はエホバの酔いれぬパンの節なり七日の間汝等酔いれぬパンを食ふべし七その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず八 汝ら七日のあひだエホバに火祭を献ぐべし第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず九 エホバまたモーセにつけて言たまはく一〇イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らわが汝らにたまふところの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫ときは先なんち

らの穀物の初穂一束を祭司にもちきたるべし二 彼その束の受けいれらるるやうに之をエホバの前に揺べし即ちその安息日の翌日に祭司これを揺べし三 また汝らその束を揺る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに献ぐべし四 その素祭には油を和たる麥粉十分の二をもちひ之をエホバに献げて火祭となし馨しき香たらしむべしまたその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふべし四 汝らはその神エホバに禮物をたづさへ來るその日まではパンをも烘麥をも青穂をも食ふべからず是は汝らその一切の住居において代々永く守るべき例なり五 汝ら安息日の翌日より即ち汝らが揺祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし一六 すなはち第七の安息日の翌日までに日數五十を數へをはり新素祭をエホバに献ぐべし一七 また汝らの居所より十分の二をもてつくりたるパン二箇を携へきたりて揺べし是は麥粉にてつくり酔をいれて焼べし是初穂をエホバにささぐる者なり一八 汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊二匹を其パンとともに献ぐべしすなはち是等をその素祭およびその灌祭とともにエホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてエホバに馨しき香となる者なり一九 斯てまた牡山羊一匹を罪祭にささげ當歳の羔羊二匹を酬恩祭の犠牲にささぐべし二〇 而して祭司その初穂のパンとともにこの二匹の羔羊をエホバの前に揺て揺祭となすべし是等はエホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし二二

汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いだし何の職業をも  
 爲べからず是は汝らがその一切の住所において永く守るべき  
 條例なり三 汝らの地の穀物を穫ときは汝その種るにのぞみて  
 汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず又汝の  
 穀物の遺穂を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべ  
 し我は汝らの神エホバなり三 エホバまたモーセに告て言たま  
 はく二四 イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその  
 月の一日をもて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの  
 日にして即ち聖會たり三五 汝ら何の職業をもなすべからず惟  
 エホバに火祭を献ぐべし三六 エホバまたモーセに告て言たまは  
 く二七 殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて  
 聖會たり汝等身をなやましまた火祭をエホバに献ぐべし二八 そ  
 の日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝らの  
 神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり二九 凡てそ  
 の日に身をなやますことをせざる者はその民の中より絶れん三〇  
 またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中  
 より滅しさらん三一 汝等何の工をもなすべからず是は汝らがそ  
 の一切の住所において代々永く守るべき條例なり三二 是は汝ら  
 の休むべき安息日なり汝らその身をなやますべしまたその月の  
 九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等その安息をまもるべ  
 し三三 エホバまたモーセに告て言たまはく三四 イスラエルの子孫  
 に告て言へその七月の十五日は結茅節なり七日のあひだ

エホバの前にこれを守るべし三五 首の日には聖會を開くべし何の  
 職業をもなすべからず三六 汝等また七日のあひだ火祭をエホバ  
 に献ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭を  
 エホバに献ぐべし是は會の終結なり汝ら何の職業をもなすべ  
 からず三七 猶是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會とな  
 し火祭をエホバに献ぐべき者なり即ち燔祭素祭犠牲および灌  
 祭等をその献ぐべき日にしたがひて献ぐべし三八 この外にエホ  
 バの諸安息日ありまた外に汝らの献物ありまた外に汝らの諸  
 の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝  
 らがエホバに献る者なり三九 汝らその地の作物を斂めし時は七  
 月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし即ち  
 初の日にも安息をなし第八日にも安息をなすべし四〇 その首の  
 日には汝等佳樹の枝を取べしすなはち棕櫚の枝と茂れる樹の條  
 と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべ  
 し四一 汝ら歳に七日エホバに此節筵をまもるべし汝ら代々なが  
 くこの條例を守り七月にこれを祝ふべし四二 汝ら七日のあひだ  
 茅廬に居りイスラエルに生れたる人はみな茅廬に居べし四三 斯  
 するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時  
 にこれを茅廬に住しめし事を汝らの代々の子孫に知しめんため  
 なり我は汝らの神エホバなり四四 モーセすなはちエホバの節期  
 をイスラエルの子孫に告たり

第二章 エホバまたモーセに告て言たまはく二五 イスラエルの

子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともしべしまたアロンは集會の幕屋において律法の前なる幕の外にて絶ずエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり四彼すなはちエホバの前にて純精の燈臺の上にその燈火を絶ず整ふべきなり五汝麥粉を取りとれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし六而してこれをエホバの前なる純精の案の上に二累に積み一累に六宛あらしむべし七汝また淨き乳香をその累の上に置きこれをしてそのパンの上において記念とならしめエホバにたてまつりて火祭となすべし八安息日ごとに絶ずこれをエホバの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の獻ぐべき者にして永遠の契約たるなり九これはアロンとその子等に歸す彼等これを聖所に食ふべし是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし一〇茲にその父はエジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしがそのイスラエルの婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり一時にそのイスラエルの婦の生たる者エホバの名を演じて詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり（その母はダンの支派のデブリの女子にして名をシロミテと曰ふ）二人々かれを閉こめおきてエホバの示諭をかうむるを俟り三時にエホバ、モーセにつけて言たまはく二四かの詛ふことをなせし者を營の外に曳

いだし之を聞たる者に皆その手を彼の首に按しめ全會衆をして彼を石にて撃しめよ五汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその神を詛ふ者はその罰を蒙るべし六エホバの名を漬す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を撃べし外國の人にても自己の國の人にてもエホバの名を漬すにおいて誅さるべし七人を殺す者はかならず誅さるべし八獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし九人もしその鄰人に傷損をつけなばそのなせし如く自己もせらるべし一〇即ち挫は挫目は目齒は齒をもて償ふべし人に傷損をつけしごとく自己も然せらるべきなり一ニ獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり三外國の人にも自己の國の人にもこの法は同一なり我は汝らの神エホバなり三モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひかの營の外にて詛ふことをなせし者を曳いだして石にて撃てと言ければイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第二章一エホバ、シナイ山にてモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫につけて之に言ふべし我が汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもエホバにむかひて安息を守らしむべし三六年のあひだ汝その田野に種播きまた六年のあひだ汝その菓園の物を剪伐てその果を斂むべし四然ど第七年には地に安息をなさしむべし是エホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその菓園の物を剪伐べからず五汝の

穀物の自然生たる者は穫べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是地の安息の年なればなり六 安息の年の産物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に寄寓る他國の人セならびに汝の家畜と汝の國の中の獸みなその産物をもて食となすべしハ 汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はすなはち四十九年なり九七月の十日になんぢ喇叭の聲を鳴わたらしむべし即ち贖罪の日になんぢら國の中にあまねく喇叭を吹ならさしめ二〇かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんぢらにはヨベルの年なりなんぢらのおのその産業に歸りおのその家にかへるべし二一その五十年はなんぢらにはヨベルなりなんぢら種播べからずまた自然生たる物を穫べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべからず二二この年はヨベルにしてなんぢらに聖ければなりなんぢらは田野の産物をくらふべし二三このヨベルの年にはなんぢらのおのその産業にかへるべし二四なんぢの鄰近物を賣りまたは汝の鄰近の手より物を買ふ時はなんぢらたがひに相欺むくべからず二五ヨベルの後の年の數にしたがひてなんぢその鄰より買ことをなすべし彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてなんぢに賣ことをなすべきなり二六年の數多ときはなんぢその値を増し年の數少なきときはなんぢその値を減すべし即ち彼その果の多少にしたがひてこれを汝に賣るべき

なり二七 汝らたがひに相欺むくべからず汝の神を畏るべし我は汝らの神エホバなり一八 汝等わが法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ことを得ん一九 地はその産物を出さん汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住ことを得べし二〇 汝等は我等もし第七年に種をまかずまたその産物を斂めずは何を食はんやと言か二 我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結はしむべし三 汝等第八年には種を播ん然ど第九年までその舊き果を食ふことを得んすなはちその果のいできたるまで汝ら舊き者を食ふことを得べし三 地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは客旅また寄寓者にして我とともに在るなり四 汝らの産業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし五 汝の兄弟もし零落てその産業を賣しことあらばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者を贖ふべし六 若また人之之を贖ふ者あらずして己みづから之を贖ふことを得にいたらば七モその賣てよりの年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその産業にかへることを得ん八 然ど若これをその人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在てヨベルに及びてもどさるべし彼すなはちその産業にかへることを得ん九 人石垣ある城邑内の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間はこれを贖ふことを得べし即ち期定の日の内にその贖をなすべきなり三〇 もし全一年の内に贖ふことなくばその石垣ある城邑

の内の家は買主の者に確定りて代々ながくこれに屬しヨベルに  
 ももどされざるべし三然ど周圍に石垣あらざる村落の家はそ  
 の國の田畝の附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにい  
 たりてもどざるべきなり三レビ人の邑々すなはちレビ人の  
 産業の邑々の家はレビ人何時にでも贖ふことを得べし三人も  
 しレビ人の産業の邑においてレビ人より家を買ふことあらば彼の  
 賣たる家はヨベルにおよびて返さるべし其はレビ人の邑々の家  
 はイスラエルの子孫の中に是がもてる産業なればなり三但し  
 その邑々の郊地の田畝は賣べからず是その永久の産業なればな  
 り三五汝の兄弟零落かつ手慄ひて汝の傍にあらば之を扶助け  
 をして客旅または寄寓者のごとくに汝とともにありて生命を保  
 たしむべし三六汝の兄弟より利をも息をも取べからず神を畏る  
 べしまた汝の兄弟をして汝とともにありて生命を保たしむべ  
 し三七汝かれに利をとりて金を貸べからずまた益を得んとて  
 食物を貸べからず三八我は汝等の神エホバにしてカナン地の  
 汝らに與へ且なんぢらの神とならんとて汝らをエジプトの國よ  
 り導きいだせし者なり三九汝の兄弟零落て汝に身を賣ことあら  
 ば汝これを奴隸のごとくに使役べからず四〇彼をして傭人また  
 は寄寓者のごとくにして汝とともに在しめヨベルの年まで汝に  
 仕へしむべし四一其時には彼その子女とともに汝の所より出去  
 りその一族にかへりその父祖等の産業に歸るべし四二彼らはエ  
 ジプトの國より我が導き出せし我の僕なれば身を賣て奴隸とな

可らず四三汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし四四汝  
 の有つ奴隸は男女ともに汝の四周の異邦人中より取べし男女  
 の奴隸は是る者の中より買べきなり四五また汝らの中に寄寓  
 異邦人の子女の中よりも汝ら買ふことを得また彼等の中汝らの  
 國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも然り彼等は汝らの  
 所有となるべし四六汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺  
 し之に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べし彼等は  
 永く汝らの奴隸とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの  
 子孫をば汝等たがひに嚴しく相使ふべからず四七汝の中なる  
 客旅又は寄寓者にして富を致しその傍に住る汝の兄弟零落て  
 汝の中なるその客旅あるひは寄寓者あるひは客旅の家の分支な  
 どに身を賣ることあらば四八その身を賣たる後に贖はるること  
 を得その兄弟の一人これを贖ふべし四九その伯叔または伯叔の  
 子これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた  
 若能せば自ら贖ふべし五〇然る時は彼己が身を賣たる年よりヨ  
 ベルの年までをその買主とともに數へその年の數にしたがひて  
 その身の代の金を定むべしまたその人に仕へし日は人を傭ひし  
 日のごとくに數ふべきなり五一若なほ遺れる年多からばその數  
 にしたがひまたその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべ  
 し五二若またヨベルの年までに遺れる年少からばその人ととも  
 に計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし五三彼  
 のその人に仕ふる事は歳雇の傭人のごとくなるべし汝の目の

前において彼を厳く使はしむべからず五 彼もし斯く贖はれずばヨベルの年にいたりてその子女とともに出べし五五 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして我がエジプトの地より導き出せし者なり我は汝らの神エホバなり

第二六章 一 汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず柱の像を堅べからずまた汝らの地に石像を立て之を拜むべからず其は我は汝らの神エホバなればなり二 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はエホバなり三 汝等もしわが法令にあゆみ吾が誠命を守りてこれを行はば四 我その時候に雨を汝らに與ふべし地はその産物を出し田野の樹木はその實を結ばん五 是をもて汝らの麥打は葡萄を斂る時にまで及び汝らが葡萄を斂る事は種播時にまでおよび汝等は飽までに食物を食ひ汝らの地に安泰に住ことを得べし六 我平和を國に賜ふべければ汝等は安じて寝ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢらの國を行めぐることも有じ七 汝等はその敵を逐ん彼等は汝等の前に劍に殞るべし八 汝らの五人は百人を逐ひ汝らの百人は萬人を逐あらん汝らの敵は皆汝らの前に劍に殞れん九 我なんぢらを眷み汝らに子を生じこと多からしめて汝等を増汝らとむすびしわが契約を堅つせん一〇 汝等は舊き穀物を食ふ間にまた新しき者を穫てその舊き者を出すに至らん二 我わが幕屋を汝らの中に立ん我心 汝らを忌きらはじ三 我なんぢらの中に歩みまた汝らの神とならん汝らはまた

わが民となるべし三 我は汝らの神エホバ 汝らをエジプトの國より導き出してその奴隸たることを免れしめし者なり我は汝らの輓の横木を碎き汝らをして眞直に立て歩く事を得せしめたり四 然ど汝等もし我に聽したがふ事をなさずこの諸の誠命を守らず五 わが法度を蔑如にしまた心にわが律法を忌きらひて吾が諸の誠命をおこなはず却てわが契約を破ることをなさば一六 我もかく汝らになさんすなはち我なんぢらに驚恐を蒙らしむべし癆瘵と熱病ありて目を壊し靈魂を懲果しめん汝らの種播ことは徒然なり汝らの敵これを食はん一七 我わが面をなんぢらに向て攻ん汝らはその敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らはまた追ものなきに逃ん一八 汝ら若かくのごとくなるも猶我に聽したがはずば我汝らの罪を罰する事を七倍重すべし一九 我なんぢらが勢力として誇るところの者をほろぼし汝らの天を鐵のごとくに爲し汝らの地を銅のごとくに爲ん二〇 汝等が力を用ふる事は徒然なるべし即ち地はその産物を出さず國中の樹はその實を結ばざらん二 汝らもし我に敵して事をなし我に聽したがふことをせざば我なんぢらの罪にしたがひて七倍の災を汝らに降さん三 我また野獸を汝らの中に遣るべし是等の者汝らの子女を攫くらひ汝らちの家畜を噬ころしまた汝らの數を寡くせん汝らの大路は通る人なきに至らん三 我これらの事をも懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさば二四 我も汝らに敵して事をなし汝らの罪を罰することをまた七倍おもく

すべし三五我劍を汝らの上にもちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた汝らがその邑々に集る時は汝らの中に我疫病を遣らん汝らはその敵の手に付されん三六我なんぢらが杖とするパンを打くだかん時婦人十人一箇の爐にて汝らのパンを焼き之を稱りて汝らに付さん汝等は食ふも飽ざるべし三七汝らもし是のごとくなるも猶我に聽したがふことをせず我に敵して事をなさば二八我も汝らに敵し怒りて事をなすべし我すなはち汝らの罪をいましむることを七倍おもくせん二九汝らはその男子の肉を食ひまたその女子の肉を食ふにいたらん三〇我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の戸の上に汝らの死體を投すて吾心に汝らを忌ぎらはん三一またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝らの祭物の馨しき香を聞じ三二我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん三三我なんぢらを國々に散じ劍をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん三四斯その地荒はてて汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべし三五是はその荒てをる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり三六また汝らの中の遺れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懐かしめん彼等は木葉の揺く聲にもおどろきて逃げその逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顛沛ばん三七彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたがひに相つまつきて倒れ

ん汝等はその敵の前に立ことを得じ三八なんぢ等はもろもろの國の中にありて滅つせんなんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし三九なんぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中に瘦衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘦衰へん四〇かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己が我に悖りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん四一我も彼等に敵して事をなし彼らをその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をして卑くなり甘んじてその罪の罰を受けるに至るべければ四二我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約を追憶しまたアブラハムとむすびしわが契約を追憶し且その地を首顧ん四三彼等その地を離るべければ地は彼等の之に居る者なくして荒てをる間その安息をたのしまん彼等はまた甘んじてその罪の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如にしその心にわが法度を忌きらひたればなり四四かれ等斯のごときに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを棄すまたこれを忌きらはし斯我かれらを滅ぼし盡してわがかれらと結びし契約をやぶることを爲ざるべし我は彼らの神エホバなり四五我かれらの先祖等とむすびし契約をかれらのために追憶さん彼らは前に我がその神とならんとて國々の人の目の前にてエジプトの地より導き出せし者なり我はエホバなり四六是等はすなはちエホバがシナイ山において己トイスラエルの子孫の間にモーセによりて立たたまひし法度と條規と律法なり

第二章一エホバ、モーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫につけてこれに言へ人もし誓願をかけなばなんぢの估價にしたがひてエホバに献納物をなすべし三なんぢの估價はかくすべしすなはち二十歳より六十歳までは男には其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り四女にはその價を三十シケルに估るべし五また五歳より二十歳までは男にはその價を二十シケルに估り女には十シケルに估るべし六また一箇月より五歳までは男にはその價を銀五シケルに估り女にはその價を銀三シケルに估るべし七また六十歳より上は男にはその價を十五シケルに估り女には十シケルに估るべし八その人もし貧くして汝の估價に勝ざる時は祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司はその誓願者の力にしたがひて估價をなすべし九人もしそのエホバに禮物として献ることを爲すところの牲畜の中をとり誓願の物となしてエホバに献る時は其物は都て聖し一〇之を更むべからずまた住を惡に惡を住に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせば其と其に易たる者ともに聖なるべし二もし人のエホバに禮物として献ることを爲ざるところの汚たる畜の中ならばその畜を祭司の前に牽いたるべし三祭司はまたその佳惡にしたがひてこれが估價をなすべし即ちその價は祭司の估るところによりて定むべきなり三その人若これを贖はんとせばその估る價にまた之が五分の一を加ふべし四また人もしその家をエホバに聖別ささげたる時は祭司その佳惡にし

たがひて之が估價を爲べし即ちその價は祭司の估るところによりて定むべきなり五その人もし家を贖はんとせばその估價の金にまた之が五分の一を加ふべし然せば是は自分の有とならん一六人もしその遺業の田野の中をエホバに献る時は其處に撒る種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算べきなり一七もしその田野をヨベルの年より献たる時はその價は汝の估れる所によりて定むべし一八もし又その田野をヨベルの後に献たる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數にしたがひてその金を算へこれに準じてその估價を減すべし一九その田野を献たる者若これを贖はんとせばその估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是はその人に歸せん二〇然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれを他の人に賣ことをなせば再び贖ふことを得じ二一その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくエホバに歸して聖き者となり祭司の産業とならん二二若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざる者をエホバに献たる時は三祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高をその日エホバにたてまつりて聖物となすべし二四ヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本来の所有主に歸るべし二五汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとなす二六但し牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを献べからず牛にもあれ

羊にもあれ是はエホバの所屬なりニモ若し汚たる畜ならば汝の  
 估價にしたがひこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふ  
 べし若しこれを贖ふことをせずは汝の估價にしたがひて之を賣べ  
 しニ八但し人がその凡て有る物の中より取て永くエホバに納め  
 たる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の田野にもあれ  
 一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなエホバに  
 至聖物たるなりニ九また人の中永く奉納られて奉納物となれる  
 者も贖ふべからず必ず殺すべしニ〇地の十分の一は地の産物に  
 もあれ樹の果にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり  
 三一人もしその敵る十分の一を贖はんとせば之にまたその五分  
 の一を加ふべしニ牛または羊の十分の一については凡て杖の  
 下を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべしニ  
 その佳惡をたづぬべからずまた之を易べからず若しこれを易る時  
 は其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを  
 得ずニ四是等はエホバがシナイ山においてイスラエルの子孫の  
 ためにモーセに命じたまひし誠命なり